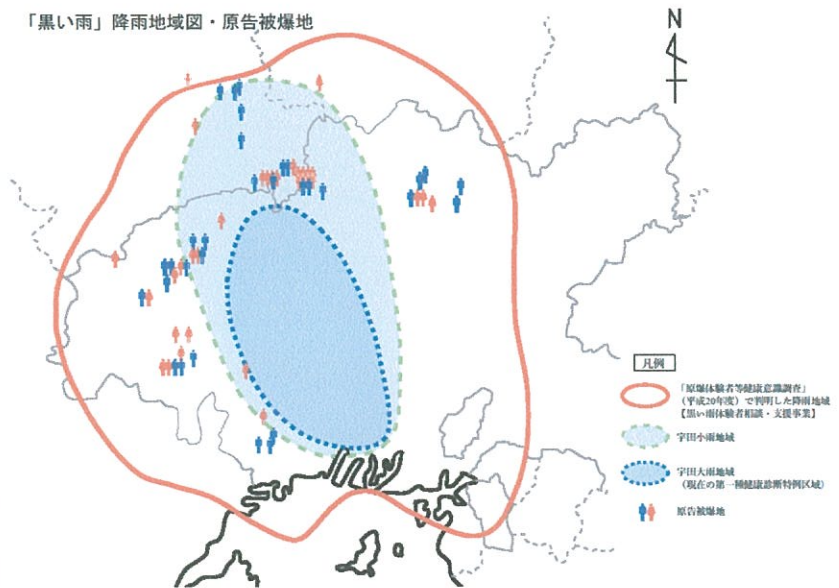
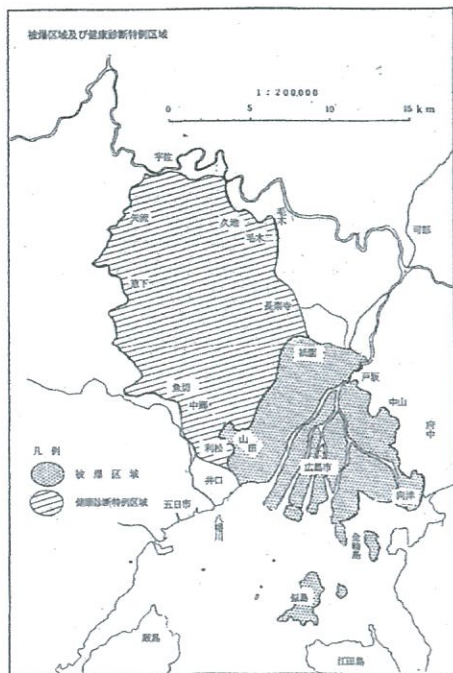


被爆二世国賠訴訟と 黒い雨訴訟



法1条3号の解釈

「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」との原爆医療法2条3号の規定が、当初の法律案（第1次原案）には存在しなかったにもかかわらず、その後の立案過程において設けられたのは、原爆放射線の身体に対する影響については未解明の部分が多く残されているものの、同条1号や2号に該当しない者がいわゆる原子病を発病したと思われる事例があったことを踏まえ、そのような者についても「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった」といえる場合があり、かつ、その場合に看過し難い健康被害を生ずる可能性があることを考慮したからであって、そのような基本認識は被爆者援護法にも引き継がれているものというべきである。

被爆者援護法は、原爆投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であること（被爆による健康上の障害の特異性と重大性）に着目して、国家補償的配慮等に基づき被爆者援護のための諸制度を規定しているのであって、直接被爆者及び入市被爆者のみならず、同法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に対しても、被爆者健康手帳を交付して援護を受けられるようにしたのは、そのような者について原爆の放射線により他の戦争被害とは異なる特殊の被害である健康被害を生ずる可能性があることを考慮したものと史料される。

また、被爆者援護法が、原爆放射線の身体に対する影響が未だ解明されていない状況下において、被爆者の不安を一掃し被爆者の健康障害を予防・軽減するべく、原爆の被爆者が置かれている健康上の特別の状態に鑑みて、国が被爆者に対して健康診断等を行うことを規定しているのも、健康被害を生ずるおそれがあるために不安を抱く被爆者に対して広く健康診断等を実施することが、被爆者援護法の趣旨ないし理念に合うからであるといえることができる。

以上によれば、被爆者援護法1条3号にいう「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった」とは、原爆の放射線により健康被害を生ずる可能性がある事情の下にあったことをいうものと解すべきである。

基本懇についての考え方

懇談会報告書において、

被爆地域の指定は科学的・合理的な根拠のある場合に限定して行われべきと指摘されたことについて、仮にそれが、当該地域に降った「黒い雨」中の放射性微粒子の有無や構成、放射線量、被爆に至る機序等が具体的に特定されない限り、その地域に所在した者を被爆者援護法等の被爆者と認定すべきでないとする趣旨であれば、少なくとも被爆者援護法等の解釈としてみる限り相当といえないことは、先に説示したとおりである。)